

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 条例別表第1の9の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号） <u>第29条</u> の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。	第3条 条例別表第1の9の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号） <u>第28条</u> の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。
第9条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則 <u>第29条</u> の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。	第9条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則 <u>第28条</u> の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。
第11条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) 政令第1条第3項（政令 <u>第5条5項</u> 及び第6条第7項において準用する場合を含む。）の管理栄養士免許証の交付に関する事務 (3)～(7) [略]	第11条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) 政令第1条第3項（政令 <u>第5条第5項</u> 及び第6条第7項において準用する場合を含む。）の管理栄養士免許証の交付に関する事務 (3)～(7) [略]
第23条 条例別表第2の14の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第6条第2項の衛生検査技師の免許証の交付に関する事務 (3)～(9) [略] (10) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この条において「旧政令」という。）第3条の衛生検査技師免許の申請書の受理に関する事務</u> (11) <u>旧政令第5条第2項の衛生検査技師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務</u>	第23条 条例別表第2の14の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号） <u>附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第6条第2項の衛生検査技師の免許証の交付に関する事務</u> (3)～(9) [略] (10) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この条において「旧政令」という。）第5</u>

<p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>	<p>条第2項の衛生検査技師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>
<p>第25条 条例別表第2の17の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。</p>	<p>第25条 条例別表第2の17の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。</p>
<p>(1)～(9) [略]</p>	<p>(1)～(9) [略]</p>
<p>第39条 条例別表第2の50の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。）にあっては他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものを、駐車場（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号。以下次条において「まちづくり規則」という。）別表第1の10の項(8)に規定する自動車の停留又は駐車のための施設をいう。以下同じ。）にあっては他の市町村の区域にわたるものに係るものを除く。）とする。</p>	<p>第39条 条例別表第2の50の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。次条及び第41条において同じ。）にあっては他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものを、駐車場（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号。次条において「まちづくり規則」という。）別表第1の10の項(8)に規定する自動車の停留又は駐車のための施設をいう。以下同じ。）にあっては他の市町村の区域にわたるものに係るものを除く。）とする。</p>
<p>(1) ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下この条及び第40条において「まちづくり条例」という。）第21条の協議に係る書類の受理（4号建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）及び駐車場に係るものに限る。）</p>	<p>(1) ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下この条及び第41条において「まちづくり条例」という。）第21条の協議に係る書類の受理（4号建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）及び駐車場に係るものに限る。）</p>
<p>(2) まちづくり条例第21条の協議に係る書類の受理に関する事務（4号以外建築物（法第6条第1項第1号から3号までに掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）</p>	<p>(2) まちづくり条例第21条の協議に係る書類の受理に関する事務（4号以外建築物（法第6条第1項第1号から3号までに掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）</p>
<p>(3)～(12) [略]</p>	<p>(3)～(12) [略]</p>
<p>第40条 条例別表第2の51の項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>第40条 条例別表第2の51の項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 建築物（法第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。次条において同じ。）に係る事務（他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものに限る。）</p>	<p>(2) 建築物に係る事務（他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものに限る。）</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。